

苫小牧市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年8月25日
苫小牧市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、酪農・畜産中心に展開してきたが、農家数が減少傾向にあるため、経営の改善、発展に意欲的に取り組み、担い手の確保・育成を図ることが必要であり、また、今後、遊休農地の発生が懸念され、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化などに、より取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、苫小牧市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、及び目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和8年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標、と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地面積の割合（B/A）
現 状 (令和5年3月)	1,240.0ha	0ha	0%
目 標 (令和8年3月)	1,240.0ha	0ha	0%

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地は現状「ゼロ」であるが、本指針の目標設定期間である令和8年3月まで「ゼロ」を維持すべき目標値としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - ア 農業委員と推進委員による農地の利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握する。
 - イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図れるよう利用関係の調整を行う。
 - ウ 利用状況と意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関などとの連携や認定農業者や農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。
- ③ 非農地の判断について

利用状況調査などの結果により、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,240.0ha	869.3ha	70.1%
目 標 (令和8年3月)	1,240.0ha	999.4ha	80.6%

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

「農業委員会による最適化活動の推進等について」(R4.2.2局長通知)により、都道府県が定めた目標を農地の集積に係る目標として設定することとされており、北海道では令和12年までに担い手への集積率95%を目指していることから、本指針は目標設定期間までに達成すべき目標値としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

本農業委員会は、市農業水産振興課や農地中間管理機構などとの連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核とした活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

ア 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

イ 受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域性に応じた取り組みを推進する。

④ 担い手の育成について

農地の受け手となる担い手の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取り組みが円滑に推進できるよう支援する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和5年3月)	2 経営体	3.8 ha
目 標 (令和8年3月)	3 経営体	3.0 ha

【目標設定の考え方】

新規参入については、令和4年度は2経営体の参入があったが、現状を踏まえ、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

本農業委員会は、市農業水産振興課、農地中間管理機構、農業委員会ネットワー

ク機構など関係機関と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の検討を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ体制について

新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から一貫して支援していくことが重要であることから、農業委員、推進委員、関係機関、認定農業者などと連携して、フォローアップ体制を構築する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

新年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

苫小牧市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、苫小牧市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農業者の意向把握
- ・担い手への農地の利用調整及びマッチング
- ・農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力